（遺族年金受給者に係る障害の状態の届出）

第百三十二条　遺族年金の支給を受ける者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて協会が指定したものは、協会が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内の間において作成された次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。ただし、遺族年金の全部が支給停止されているときは、この限りでない。

一　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続き別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあることを証明することができる書類

二　生計を同じくしている遺族年金を受けることができる子が、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した場合であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続き別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあることを証明することができる書類

三　遺族年金の支給を受ける五十五歳未満の妻が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にある者（法第九十八条第一項第二号から第四号までに該当する場合を除く。）は、その事実を証明することができる書類

四　第一号及び前号の障害が別表第三に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（支給停止の申請手続）

第百三十三条　法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係

三　遺族年金を受ける権利を有する者であって、所在不明となっている者の氏名及び生年月日

四　遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となっている者の基礎年金番号及び年金証書の年金コード

五　遺族年金を受ける権利を有する者が所在不明となった年月日

六　申請者と同順位の者があるときは、その者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係及びその者の氏名

2　前項の申請書には、遺族年金を受ける権利を有する者が引き続き一年以上所在不明であることを証明することができる書類を添付しなければならない。

（支給停止の解除の申請）

第百三十四条　法第百条第二項の規定により遺族年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　遺族年金を受ける権利を有する者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　遺族年金の年金証書の年金コード

四　公的年金給付（当該遺族年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金及び遺族共済年金を除く。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号及び番号若しくは番号

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　遺族年金の年金証書

三　協会が指定する者にあっては、その者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

四　協会が指定する者以外の者にあっては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

五　前号の障害が別表第三に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

（失権の届出）

第百三十五条　遺族年金の支給を受けている者は、法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当したときは、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　届出者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　遺族年金の年金証書の年金コード

四　法第九十九条第一項第二号から第四号まで及び第六号に該当した年月日及びその事由

2　前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えなければならない。ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添付しなければならない。

（死亡の届出）

第百三十六条　遺族年金の支給を受けていた者が死亡したときは、その遺族は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　届出者の氏名及び住所並びに届出者と遺族年金の支給を受けていた者との身分関係

二　遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号並びに遺族年金の年金証書の年金コード

三　遺族年金の支給を受けていた者の死亡の年月日

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金の支給を受けていた者の死亡を証する書類

二　遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（胎児出生の届出）

第百三十七条　遺族年金の支給を受ける者は、法第三十五条第二項の規定による被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　届出者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　被保険者又は被保険者であった者の氏名及び死亡の年月日

四　遺族年金証書の年金コード

五　胎児であった子が出生した年月日、氏名及び住所

2　前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本及び遺族年金の年金証書並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族年金の額の変更の届出）

第百三十八条　別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるため法第九十八条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける五十五歳未満の妻は、その遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった場合には、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　届出者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　遺族年金の年金証書の年金コード

四　遺族年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなった年月日（年月日が明らかでないときは推定される年月日）

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　法第百一条の規定による遺族一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号